

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和3年9月8日(水) 午前10時～午前11時43分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 大野慎治 副委員長 谷平敬子 委員 宮川 隆
委員 須藤智子 委員 井上真砂美 委員 関戸郁文
委員 木村冬樹

説明員 健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、学校教育課長 近藤玲子、同管理指導主事 渡辺まゆみ、同
主幹 井手上豊彦、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導
保育士兼子育て支援センター長 野田克枝、同主幹 佐久間喜代彦

陳述人 服部秀夫、小坂幸枝

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び議案審議

議案番号	事件名	採決結果
請願第1号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採 択
請願第2号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書	全員賛成 趣旨採択
請願第3号	保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書	賛成少数 不 採 択
陳情第4号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために、岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書	聞き置く
陳情第5号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	全員賛成 採 択
陳情第10号	障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第12号	「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情	聞き置く

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、請願3件、陳情4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

冒頭に、御心配をおかけしておりました公立保育園ですけれども、昨日全員の陰性ということが江南保健所から連絡がありまして、今日から再開できております。少し午後のところでもお話しさせていただく機会をお願いしたいと思っております。

今日は請願・陳情ということで、就学前、それから小・中学校、高校とまさに子育ての岩倉市のための請願・陳情ばかりだと思います。関係職員も出席させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

初めに請願第1号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題といたします。

請願者はお越しになっておりません。紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

それでは、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第1号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第1号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、請願第2号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」を議題といたします。

当初、請願者より意見陳述をしたいと申し出がございましたが、先ほど教育こども未来部長がおっしゃったとおり、市内保育園に感染が分かったことにより本日はお越しになっておりませんので御報告させていただきます。

そこで、紹介議員の説明を求めます。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど委員長が述べられましたように、市内のコロナ感染の拡大、あるいは保育園での感染もあったということもあって、公立保育園の父母の会の皆さんも大変心配されるという状況になりまして、当初予定されていまして意見陳述に来るのを、いろいろすったもんだの議論があったみたいですけど、取りやめるということになりましたので、私、紹介議員として、意見陳述したいということの趣旨の内容の文書を預かってきておりますので、それを代読させていただくということで紹介議員の補足説明という形にしたいというふうに思いますので、よろしく願います。

では、請願第2号について少し説明をさせていただきます。

岩倉市には、障害のある子どもに対して母子分離で集団生活の訓練、それぞれに合った治療、保育・教育を行う施設、療育園がありません。そのため、保育園や幼稚園、認定こども園で就学に向けて訓練するしかありません。しかし、岩倉市の幼稚園、認定こども園は障害児の受入れがなく、特に療育手帳を所持しているような子は断られます。したがって、岩倉市で障害児が就学に向けての訓練をする方法は、公立保育園の障害児枠のみとなります。

しかしながら、保育園の利用には就労が条件となっております。支援を必要とする子どもに対しては、障害の程度によって健常児と同じ就学要件となることが難しい場合があります。具体的には、療育にかかる時間への確保、専門病院への通院など必要とされる就労要件となることが困難になります。

一方、近隣他市では療育園があったり、幼稚園、認定こども園での障害児枠の保育・教育が実施されていたり、保育園の障害児枠の場合、就労しなくとも受入れをするなど、より柔軟な対応がされています。

具体例として、名古屋市の障害児保育について、1998年から障害児は子ども支援発達援助の事由で保育園に通うことができます。ただし、当時は3つの家庭環境のうちどれかに該当することが必要となっていました。1つ目は経済的理由、2つ目は環境的事由、これは住環境に関することです。そ

れから、3つ目に療育する子どもがいるという、この3つの条件でありました。

1983年ぐらいから統合保育という考えが出てきて、この統合保育というのは障害児も集団の中で生活するほうが発達の可能性が広がり、健常児も障害児に関わるほうが望ましいという考え方でありました。この統合保育という考え方が出てきて、広がって、子ども支援発達援助の事由で障害児が保育園に入所できるようになりました。また、2017年より、先ほどの3つの家庭環境の要件が撤廃され、どのような要件に関わらず障害児は子ども支援発達援助の事由で保育園に通うことができます。

上記の状況も踏まえ、岩倉市にも同様の柔軟な対応を強く望みます。障害児を持つ親は、小学校入学するまでの間に子どものためにできる限りのことをしてあげたいとの思いから、定期的な専門病院への通院、言語療法や作業療法など市内外への療育施設に通っています。しかし、岩倉市の求める就労要件を前提とした場合、思うように療育を受けさせてあげることができません。また、障害のある子どもを育てていると療育以外にも、病院への受診、検査、児童相談所や市役所での手続、早期相談、小学校の支援級の見学、特別支援学校の説明会や体験入学など、仕事を休まなければならない所要がたくさんあります。子どもが体調を崩した場合、障害児は病児保育に預けることは難しいため、長期間仕事を休む必要も出てきます。また、子どもの状況によっては16時までの保育を満足に受けることができず、仕事を早退する日々が長期間続いているケースもあります。おのおのが職場において心苦しい思いをしながら何とか理解を得て就労し、やっとの思いで条件を満たしているのが現状であります。私たち障害児の親にとって、働くというのは大変負担になるということを御理解いただきたいと切に願います。

就学前のこの時期というのは、障害のある子どもたちにとって今後の成長を左右する非常に貴重な時期です。なぜならば、療育というのは早期からきちんとした治療教育・早期療育を行えば、適応障害のない状態で子どもたちが成長できるからです。この大事な時期に、障害児の親が何に対して時間と労力を費やすのか。仕事に費やすのか、それとも大切な我が子のために費やすのか。それは障害児の親が自由に選択できるようにさせてください。

以上の理由から、保育園の障害児枠につきまして、障害児が就学に向けての訓練をする場所として捉え、療育手帳、身体障害者手帳を持つことなどを要件とし、通院や療育等に係る時間を就労時間とし、就労要件への柔軟な対応を望みます。

過去には、岩倉市では、このような問題があることから満足に市内の公立

保育園に通園させることができず、苦勞して市外で受け入れてくれる幼稚園を見つけ、毎日時間をかけて通園させていた方や、やむなく他市への移住を決断された方もいらっしゃるかと伺っております。本来であれば、同じ地域に住む子どもたちと一緒に同じ時間を過ごしていたはずですが。同じ障害児を持つ親として胸が締めつけられる思いであり、このような状況が続いていることには大変残念な思いを抱かずにはられません。どうか同じ地域に住む子どもたちが障害の有無にかかわらず一緒に過ごせる、そんな当たり前を実現してくださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。以上であります。

◎委員長（大野慎治君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

当局に確認したいこと、紹介議員に確認したいことがございましたら、質疑を。

◎委員（井上真砂美君） 今、紹介議員から説明いただいた、心が締めつけられるわけですけれども、その中にあった柔軟な対応ということで、統合保育についての文言がありましたけれども、統合保育ということについて、もし分かっている範囲でしたら紹介議員、あるいは行政側でも、分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

◎委員（木村冬樹君） 僕も、具体的には先ほどちょっと触れた程度しか分からないです。障害児も集団の中で生活するほうが発達の可能性が広がり、健常児にとっても障害児と関わったほうが発達の可能性が広がるという、相互に影響し合うという、そういう保育が望ましいという考え方だというふうに聞いております。

当局で何かほかにあれば、お願いいたします。

◎子育て支援課指導保育士兼子育て支援センター長（野田克枝君） 統合保育のほうは、岩倉市のほうでも1974年から統合保育が始まっております。以前、障害児の子を受け入れるということで、健常児の集団の中に障害を持ったお子さんを数名入れて1つの集団とすることを統合保育と呼んでおりました。

ここ近年は、インクルーシブ保育というのが進んでおまして、多種多様な人種も、宗教ですとか障害あるなしにかかわらず、保育園だと今3歳、4歳、5歳の異年齢保育をやっているんですけれども、それを含めて今ではインクルーシブ保育というところを根本に障害児保育のほうを行っているところで。よろしいでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

ほかに。

◎委員（宮川 隆君） すみません。保育のことに関しては、ちょっと専門性に欠けている部分がありますので、そういう意味合いで幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目なんですけれども、一般論として療育園等の専門の施設というものが一定望まれる部分もあると思うんですけれども、それを設置することでの、専門施設を設置するメリットというのはどういうふうに捉えられているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） いわゆる専門園ということで、療育支援ということになりますと、例えば保健センターでやっておりますような1歳児半健診とか、早めの健診のところからそれぞれの子どもの個人の特性については早期発見というところから、先ほどの意見にもございました早期療養につなげるというところでは非常によさがあるかなあと。

その療育支援の中でも、母子通園と子どもの単独通園というところでは、それぞれによさがあるかと思っております。母子通園でありますれば、年齢が低い間の療育に適しておりますと、併せて保護者の支援も行えると。最初に我が子のことを受け入れるというところに、親の気持ちに寄り添うというところがございます。単独通園になりますと、保護者以外の大人から指示を受けることや、子ども同士での社会性を経験するということができるのかなと。ただし、保護者への支援をする機会というのは少し少なくなるというようなこともあるかと思いますが、それぞれによさがあると思っております。

◎委員（宮川 隆君） 2点目、単独支援と療育支援、それぞれのメリットがあるということなんですけれども、なぜ岩倉市ではそういうニーズに合わせて両方持つことができないのかということが分かりましたら教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 持っていないということではないと理解をしておりますけど、まず岩倉の療育支援の場合は、先ほどもあった健診等のところから、まず母子通園というところではあゆみの家がございます。あゆみの家が基点となりまして、年齢が低い間のお子様の療育というのは、保護者への支援と併せて行っております。その後、お子様単独での療育については、民間で児童発達支援事業所というのは複数ございますので、そちらのほうで、いわゆる療育園といわれる民間のものもございます。そちらにはしっかり連携をしながらつないでいくと。そちらに行か

れた後も、あゆみの家の職員も行きながら様子を見たりとか、事前にお伝えをしたりとかいう連携は取って、支援をする体制はできております。

ですから、今以上に単独通園、今民間があるというところを踏まえまして、これ以上ニーズがあるのかというところは正直ちょっと図りかねているという部分ではございますが、官民で連携して母子から単独へとつなげる体制というのはあると理解をしております。

◎委員（宮川 隆君） 3点目です。請願文の中にも名古屋市の保育の在り方というのが紹介されていたんですけども、岩倉市との違い、要は制度上の違いというのはどのようなふうに捉えられているのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 制度上の違いと申しあげましたいわゆる保育要件というところは、子ども子育て支援法とかのところでまとめられている中で、保護者の労働またはその他の政令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものというところがございますが、（音声欠落）その他で独自に、先ほども少しございました発達援助といった形で受入れを行っている。

名古屋市においては、定員に余裕があるところという受入れをしているということではございますけれども、いわゆる制度としては保育の要件は変わっていないんです（音声欠落）それを持っているというふうで（音声欠落）。

◎委員（宮川 隆君） 今の御答弁でいいますと、名古屋市は一定の器としての規模があるので、受け入れる余裕を持っているという理解でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） そういうことにつながっていく部分もあるかと。近隣の状況ということで申し上げますと、少し我々が把握させていただいた中では、先にやっていない、岩倉と同じ状況というところを申し上げますと、小牧市、一宮市、春日井市、北名古屋市さんにおかれましても、私どもと同じ保育の要件については全て同じ状況でございます。

その中で、江南市さんが特別利用保育ということで実施をしておられます。この場合は、手帳等一定の障害を持たれている方の受入れでございますが、こちらは園のほうの定員に余裕がある場合、また1年間の限定というところで、いろいろ条件はある中で受入れはできる。その代わりに事前に少し聞き取り審査もさせていただくといった状況でやっているというところはあるというところが状況でございます。

◎委員（宮川 隆君） では、請願者からの保育要件の緩和ということが望

まれているわけなんですけれども、岩倉市において行えていない理由というのはどういうふうに考えられているのか。また、江南市がまだ全てを網羅しているという条件付ではあるとは思いますが、江南市が前に進みかけているということも含めまして、岩倉市が改善に向けた対応、考え方というのはどのように捉えられて、制度上講じられているのか。その点をお教えてください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） あくまでも保育要件という考え方のお話になります本市の考え方でございますけれども、児童福祉法にもございまして、保育園というのは先ほど少し申し上げた保護者が労働等一定の条件を満たして、子どもの面倒を見ることができないという一定の事由が必要であるというふうに考えておるものでございます。

このことを少し言い換えさせていただきますと、親の事由があれば子どもの発達の状況、いわゆる障害の状況で入園の可否を決定していることではないということで、お子様の障害のありなしで保育園に入れないか、入れるかということは本来影響しないと。全ての子どもは平等に受け入れはできているというふうに考えております。

また、保育の要件につきましても、就労ということになってはございますが、居宅内での就労や内職であったり、また昨年度も実際に受け入れているそのような該当の方でも、求職、いわゆるまだ職を探しているという求職活動というところで、一定の期間のまだ探している最中ですよというところでも要件としてはお受け入れをして、それらの方は受け入れ後に見合った職には就いていただいておりますが、また学校に通ったりとか職業訓練を受けるということも要件となっており、幅広い形では捉えられているのかなというふうには考えておるところでございます。

ですから、少し請願者の方のところでは職業訓練をする場所として捉えてほしいという言い方のところがございますので、そこがいわゆる保育をする要件として捉えるのか、保育ではなく訓練をする場所としてということと、先ほど申し上げた療育のほうの体制も一定できているという意味では、そちらで支援はできているのかなあという部分はあるというふうに考えてございます。

また、江南市との比較ということもございますが、江南市に関しましても、少し条件の中には定員に余裕があるということも少し触れられておりました。まだまだ岩倉市、通常の保育の園児も受け入れるところの体制をしっかりと整えているというところもございますし、また福祉障害児という点で申し上げますと、現時点では医療的ケア、たん吸引であるとか、そういうお子様たち

をまだ受け入れる体制を整えるということのほうが最優先課題かなと考えている部分はございますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（須藤智子君） この請願者の方の障害者のお子さんを持つという気持ちも分かるんですけど、健常者の子どもを持つ親御さんでも皆さん同じような気持ちだと思うんですね。やっぱり子どもを思う気持ちは皆同じだと思うんです。

それで、一応この請願書を見ていますと、要は障害者だから別枠で保育園に入園させてほしい、入園基準を緩和してほしいということなんですけど、これは岩倉市でそういう緩和はできるんでしょうか、障害児だからということで。当局にお尋ねいたします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 私どものほうで保育の要件というところは定めているところでございます。それは岩倉市のほうの規則で、岩倉市施行規則というところで要件を定めております。そこには今現在児童福祉法、子ども子育て支援法に沿った要件をというふうにはしておるところでございます。そこに名古屋市にあるような要件を加えるということは可能ではあるかと思えます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉市も独自の対応を取ることは不可能ではないということでありまして。具体的に今の時点で、市民でこういう支援の必要なお子さんを預けたいということでもいろいろ相談もあろうかと思うんですけど、そういった具体的な件数だとか、それに対してどう対応しているのか、ある程度柔軟な対応ができていのかどうか、こういった点について少し状況を教えていただきたいと思えます。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） 昨年度まであゆみの家に通われていて、今年度、保育園に入園されたという方は5人いらっしゃいます。それぞれ皆様保護者の方のほうで保育の必要な要件、例えばお仕事を探したいですよとか、あとは現にお仕事を始めますという方がいらっしゃって、5人保育園のほうに入られています。

◎委員（木村冬樹君） そんな中で、相談はあったものの要件によって受入れは困難だよというようなケースは、具体的には生まれているんでしょうか、お聞かせください。

◎子育て支援課主幹（佐久間喜代彦君） 3歳児の方、お一人は、お仕事を探したいよということでお申し込みいただいたんですけども、園の定員の関係でその方は待っていただいたということがあります。ただ、それは加配対応の子であるからということではなくて、ほかのお申込みの方一律に審査

した状況でのそういった状況というところでございます。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの今日の意見陳述を予定していたものをちょっと読み上げさせていただきましたが、そこにあったように切実なものと感じていらっしゃる市民もやっぱりいるということもあります。ですから、岩倉市の対応でほぼ民間の支援事業所なんかに行ったりということで道筋はあるわけですが、やはり公立保育園等で集団の中で子どもが発達してほしいという、そういう願いもやっぱりあるというふうに思います。

そういった点で、この請願については、趣旨については恐らく賛同できる部分があるかというふうに思いますので、実現はなかなか難しいということではありますが、趣旨採択ができればこの請願者の気持ちに少し応えられるのではないかなあというふうに思うんですけど、皆さんはどうお考えでしょうか。

◎委員（須藤智子君） 私も木村委員がおっしゃるように、やはりそういう障害者を持つお母さんの気持ちもよく分かりますので、やはり請願趣旨はよく分かりますので、請願項目につきましては、ちょっと入園基準の緩和を望みますというのはやっぱり国の制度もありますので、ちょっと難しいかなあと思いますので、趣旨採択ということではよろしいかと思います。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する委員は。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの答弁の中にも一定の運用基準の見直しというのは市のほうでも可能だというふうに捉えました。ただ、小規模といえども岩倉市が財政上の問題で多くの部分を未来の子どもたちに税を投入しているという、これも事実だというふうに思います。ですので、岩倉市は岩倉市内の条件いろいろあるとは思いますが、そういうことの優先順位をちゃんと見極めて、できるだけその願意、困っている人に一人でも多く手が差し伸べられるように努力していただきたいということをつけ加えさせていただいて、私も趣旨に関しては賛同すべきものだというふうに考えます。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する委員はございませんね。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） それでは、木村委員、須藤委員、宮川委員から趣旨採択すべきとの御提案をいただきました。

委員の皆さん、御異議なく御同意いただけますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） それでは、委員間討議を終結します。

本請願については討論を省略し、直ちに採決に入ります。

請願第2号「岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をもとめる請願書」を趣旨採択することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は、趣旨採択することと決しました。

なお、趣旨採択されました請願第2号につきましては、市長に送付し、その処理の経過と結果を請求したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、請願第3号「保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 請願第2号と同じように請願者から意見陳述する予定であった文書を預かってきておりますので、代読をさせていただきます。よろしく願いいたします。

近年の新型コロナウイルス感染症拡大により、保育という仕事が社会活動の維持に不可欠なエッセンシャルワークの一つとして社会に広く認識されるようになりました。また、それと同時にその仕事が苛酷な労働環境の下に置かれていることも社会に共有されたかと思えます。

このようなコロナ禍の中でも、保育士の先生方、保育行政に携わる市職員の方々には、子どもの育ちに配慮しながらも、たくさんの努力や対策・改善に御尽力いただき、保育を継続してくださっていることに多くの感謝の声が届いています。そのような感謝の気持ちとともに、保育士の先生方の処遇の改善をと望む声もあります。

令和3年4月からフルタイムの会計年度任用職員の制度がスタートし、処遇の改善がされました。しかし、同じ時間勤務していても、正規の場合と比べると処遇の格差が残っています。正規の先生でも、会計年度任用職員の先生でも、多くの努力をしてくださり、保育の質に差があるとは感じていませ

ん。しかし、短時間の勤務がよいなどの職業上のニーズはあるかもしれませんが、雇用に期限のない多くのベテランの先生が岩倉市内の保育園に長年いてくださることは、保育の質の継承にとってもメリットが大きく、保護者や子どもたちからの信頼感、安心感にもつながります。雇用の安定や処遇の改善は、保育される先生方の精神的・肉体的な余裕にもつながり、結果として豊かな保育を子どもたちに提供できることにつながります。また、このような非正規化の問題は、保育士に限らず社会全体の問題としても認識されています。

御存じかと思いますが、過去には保育の岩倉と呼ばれ、全国から視察に来ていただくなど、先生方の努力や市職員の方の御尽力、活発な保護者の活動などから先進的な保育が岩倉では行われてきました。私たちの世代は、このような過去から現在につないでいただいた結果、現在の質の高い保育を受けることができます。保育の継承はベテランの先生方から新任の先生方に受け継がれていくものであり、ベテランの正規保育士の先生方がいなければ、物理的に限界があります。

現在、正規保育士の採用を減らす予定はなく、退職者があれば採用していただいているとのことであり、ありがたく思っています。人件費に関わることなので難しい面もあるかと思いますが、子どもたちの保育環境を向上させるために考えていただければと思います。

最後に、御存じかと思いますが、令和3年6月に扶桑町議会から国への意見書が提出されております。意見書の内容は、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書というものであります。近隣の市町村のこのような動きも視野に入れていただき、御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

当局に確認したいこと、紹介議員に確認したいことがありましたら質疑を認めます。

◎副委員長（谷平敬子君） 岩倉市では、正規職員、またはフルタイム、パートの方の現在の人数をちょっと教えていただけますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 8月現在の状況になりますが、順番に少し申し上げます。正規職員は61名、これとは別で正規職員の再任用職員は4名います。会計年度任用職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員が34名、パートタイムに当たる会計年度任用職員は

48名、総合計で147名という体制になっております。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

ほかに。

◎委員（井上真砂美君） 公立保育園適正配置方針があると思いますが、岩倉市と国との配置基準の違い等ありましたらお知らせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 保育士の配置基準というところで申し上げますと、国と違うところというところで申し上げますと、1歳児が国基準が6対1であるところ、本市は4対1、4歳児が30対1であるところが25対1ということで置かせていただいております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） また3点ほどありますのでお願いします。

まず1点目、請願文の中に過激な労働環境という文言があります。全国的に見れば、給与面であったり、就労時間、要は拘束時間の関係があったり、改善が求められているというのは全国的な流れなのかなというふうには認識していますけれども、岩倉市にとっての改善の取組というのはどのように現在進んでいるのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 少し請願者の中の御意見にも頂戴しておりましたが、本市でいいますと、やはり少し前までいわゆるパート職員さんと言われておった時代、パートタイムの会計年度職員さんになりますと、単価を上げる反面、扶養の範囲内ということで、処遇は上げるんですけれども結局自分は逆に短くしか働けないという方が出てくるという部分が多くなってまいりまして、その複数人で一つの時間を補うという保育を行うことは実際にはございます。

こうしたことを少しでも改善できるように、勤務面、時間面、給与面ということで、今年度から会計年度任用職員の中でフルタイムという職を保育士のみ設けさせていただいたということで改善を図っております。

◎委員（宮川 隆君） 本来であれば請願者に聞いたかった内容だったんですけど、しわ寄せという文言が先ほどの紹介議員の代読の中に含まれていたんですけれども、労働環境を全体的に見たときに、やはり先ほど課長がおっしゃられたように扶養の範囲内であったり、それから子育て中で一回正規から離れて再任用であったり、会計年度任用職員のような形を取ったりして、自分たちの生活に合わせた働き方というのも求められているというふうに思います。要はベストミックスと。

このことに関しては、当然職員の配置及び採用に当たっても執行機関のほうも考えた上で行われているというふうに思うわけなんですけれども、例え

ば会計年度任用職員の割合が増えることによって、正規保育士へのしわ寄せがあるのかどうか。もしあるのであれば、それをどのように改善すべきなのかということをお聞きしたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 正規職員と会計年度任用職員のバランスという意味でお答えをさせていただきますと、いわゆる公立保育園は従来からクラス担任分を全て正規でということを目指して職員は雇用しておるという中で、ここ数年来は低年齢化、小さなお子様、乳児の受入れニーズがすごく増えているということは、先ほど申しました幼児さんであれば園児さん20人、30人に対して職員1人でいいものが、1歳、2歳だと4人や6人に対して職員が1人要るところ、それを受け入れるという意味で、正規職員も増やしながらクラスの数も増やしていると。

ただ、そうするとやはり保育の時間は7時半から19時までというところで、1人の労働時間は正規が1人いても必ず1人で付きっきりで全部の時間はいられるわけではないものですから、クラス数が増えれば、そこをフォローしていただくためには会計年度任用職員というのはどうしても多くなってくると。そこが会計年度任用職員の時間が短い方が多ければ、きちんと保育をするためには会計年度任用職員を多く必要とすると。少し、そうするとバランスも会計年度任用職員が市としては多くなるかもしれませんが、保育としては質を変えずにということですので、しわ寄せという意味でいくと、どこにということか、確かに短い人と短い人をつなぐという意味でいくと、少し苦労は事実あるかなあというふうに思います。ちょっと少し最後はすみません、よろしくをお願いします。

◎委員（宮川 隆君） 決して言葉尻を捉えてという、そういう意味じゃなくて、課題があるんであればどういう認識かということでお尋ねしましたので、今後も主となるのは保育を受けるお子さんの社会生活ですので、その辺をちゃんと認識した上で我々が対応していただきたいなというふうに思います。

次の質問であります。

女性の社会進出や少子化が課題となっている中で、保育年齢や保育ニーズ、先ほどの答弁にも少し触れられていましたけれども、また市の方針として公共施設の再配置なんかも考慮されています。その中での採用計画が進められているというふうに我々は認識しているところなんですけれども、岩倉市における課題と解決策はどのように進められているのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 先ほど少し申し上げたところで、やはり女性の社会進出が進む、早くから社会に戻る、ま

た育児休業・産休がしっかり保障されているというところ、全ての中でどうしても3歳未満児、乳児の保育ニーズが増えてきております。それに対しましては、もともと岩倉市、国の配置基準よりも多くの保育士を必要とするような高い基準を持っているというところで、それに対しましては平成29年度から3年度間はずうっと保育士も増員しながら対応してきておる。ただ、それだけでは、やみくもに増やしていくと先ほどおっしゃいましたけれども、再配置計画の将来的な園のところに対しての保育士のバランスというところもございます。

ですから、岩倉市として、岩倉市全体での保育の受皿という意味でいきますと、民間の事業者にも小規模保育事業所を開設していただいたり、また今年度は3歳未満児の保育定員を増やしていただく増額の予算を上げさせていただいておりますが、そういう中でバランスを取った公私連携の対応でニーズに対応するというふうに対策を取っておりますので、よろしく願います。

◎委員（宮川 隆君） 確かに、職員配置において一般的な会社でもそうなんですけれども、従業員の総数に関しては長期的な視野と短期的な課題というのをどう解決するというのが、やっぱり採用に当たっての計画の基礎となるところなのかなというふうには思っています。

これもまた請願文の中での引用になると思うんですけれども、考え方として正規保育士の採用を減らしていることから、将来的に正規保育士の数が少なくなるのではないかという、そういうふうに請願者は危惧されているわけなんですけれども、その辺の実情はどのようになっているのでしょうか。先ほどの質問とかぶるところがあると思うんですけれども、すみません、実情をお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 確かに新たに採用いたしました保育士につきましては、これから20年、30年、長い方では40年というところでしっかりと勤務をしていただくこととなります。ここ5年度におきましても25人以上の保育士の採用はさせていただいておるというところで、ただ、これにつきましても中長期的な面も考えて、正規保育士の増員分と民間の受皿の増というところの対応で保育のニーズは考えているところでございます。

将来的にはとは申しましても、少子化が進んで保育需要が少なくなるというところは避けられない状況であるところもございます。また、公共施設再配置計画により、一定公立園の数も今の数ではない、減少した数ということが想定されている状況におきましては、バランスとして急に保育士が減って

いくということにはならないというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 請願文の中でちょっと気になる表現があるので、もし分かる範囲でお答えしていただければいいと思うんですが、下のほうなんですけど、非正規化が進んだ場合、子どもが一日の大半を過ごす保育所で、保育士が次々と入れ替わるような細切れ保育では保育士や子どもへの負担も増え、保護者とのコミュニケーションに支障が出る場合もありますというふうに危惧されていると思います。

実際、今12時間ぐらいの勤務の中で、必ず入れ替わりは起きると思うんですね。これは正規であろうが、非正規であろうが。今御説明があったとは思いますが、細切れ保育というのは一体どのような状態のことを想定されていて、どのようなコミュニケーションの支障が出ているのか、何か具体的に事例があれば教えていただきたいと思いますが。

◎委員（木村冬樹君） すみません。請願者じゃないと分からない部分もあると思います。細切れという表現がちょっと適切なのかというところは僕も感じる場所があるんですけど、今言ったように長時間の保育の中で担任が見ているとき、それから会計年度任用職員などが延長保育を見るだとか、そういうことについて、実際に、例えば昼間のことがきちんと延長保育士さんに伝わって保護者に伝わるという、そういうところがきちんとできているのかという、そういう保護者の不安の声ではなかろうかというふうに思うわけです。

すみません。その程度しか分かりません。

◎委員（関戸郁文君） お答えありがとうございます。

この細切れという表現にちょっと僕も引っかかりまして、何か12時間の間に2時間ずつ5人ぐらい来るんじゃないかというような印象を持ったんですけど、そうではないというのが分かりましたので、そこまでぶつぶつになっているということではなくて、1回入れ替わるときにちゃんと伝わっているかどうかということに危惧されているという意味というふうに解釈いたしました。

すみません、もう一つ質問があります。

これは行政に聞きたいんですけども、請願項目には全保育園に対し計画的な保育士及び正規保育士の増員を望みますという内容でございます。実際、正規保育士は、平成30年度ぐらいから結構なんですけど、大体何人ぐらい採用されていて、それが計画的かどうかというところをちょっと御説明して

いただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） すみません。私、先ほど平成29年度からと申し上げましたので、29年度から少しお話をさせていただきますが、採用人数と増減というところでお願いをいたしますが、そうしますと、平成29年度は3人採用して1名増と。30年度は8人採用、2名増です。この増というのは、退職者との差引きという意味での増という意味でございます。31年度は9人採用で4人増、令和2年度は雇用はございませんでして、実質2名減になってございます。途中、退職と人事異動がございました。3年度、今後の予定というところでは今5人雇用予定ということになっております。ここの増減はまだ控えさせていただきます。

もともとの雇用計画という意味で申し上げますと、退職者分をきっちり補充していくという中で、増になっているというところは少し申し上げてきた乳児の保育園児の申込みが非常に多く、このままでは非常に多くの待機児童が出てしまうということクリアするために、園舎の部屋のほうの余裕があるぎりぎりのところまで、その都度できる限り保育士を増やすことによって、先ほどの配置基準を満たすような保育士を増やすことによって園児を受け入れてきたという意味での増というふうにお考えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） すみません。ちょっと1点だけ確認させていただきます。

今お答えいただいた増減分なんですけれども、これまでの答弁の中でもお子さんの年齢の関係で定員が変わってきますよね。要は、それに必要な職員の数も当然年度によって上下すると思うんです。先ほどのプラスマイナスの部分なんですけれども、これはその必要人数に対してプラスなのか、それとも前年に比べてプラスマイナスなのか、どういう数字を示しているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 増減としては前年に対してです。その増えた結果が、その年の必要な保育士であったと。園児を受け入れるために必要な保育士まで雇用した結果、前年に比べて増えたということでございます。よろしく願いします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いします。

◎委員（井上真砂美君） 請願第3号「保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」なんですが、私はちょっと不採択、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

（「討論じゃないよ」と呼ぶ者あり）

◎委員長（大野慎治君） ほかに発言する委員はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 当局のお話を聞いていますと、この5年間は定期的に保育士を採用して子どもたちの保育のために頑張ってみえるということですので、この請願の内容はちょっと当てはまらない。岩倉市にはもうこれ以上の増員はちょっと無理なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） この請願は、計画的な保育士ですから、これは会計年度任用職員も含めた保育士ということだと思います。あと正規保育士の増員を望みますと、望むという、そういう形になっております。

先ほど来、執行機関側が答えていますように、近年では早くから会社のほうに復帰するという希望が、国の政策もあり増えてきているという中で、特に3歳未満児の保育ニーズが増えてきていると。これはまだこれからもどうなっていくかは分かりませんが、一定期間は一定のニーズがあるというふうに僕は思っています。

ですから、そういった点で必要な体制を計画的に整備していくということは必要なことではないかなというふうに思いますので、市の財政状況なんかも含めて検討がされるわけですから、全く請願者が望んだような形にはならないかもしれませんが、一定趣旨を寄り添っていくというような立場が議会として必要ではないかなと思いますので、なかなか今の意見表明の中ではもう賛否を問うしかなくなっているかなというふうに思いますけど、私はこの請願について賛成したいというふうに思います。

◎委員（宮川 隆君） どの時点で議論をするのかということで、かなり大きく違ってくるのかなというふうに思います。要は、執行機関側、保育園の運営側からすれば国の基準よりも緩やかな配置を行っているということでもあります。保育ニーズに合わせたクラス編成であったりということも柔軟に対応していただいているという意味合いでいえば、私はこの当局側の努力に関しては大きく評価すべきかなというふうに思います。

ただ、やはり全体的にもう少し広い意味で見たときに、雇用問題の部分でいえば、ほかの一般的な職業に比べれば、やはり保育士さんたちが置かれている環境というのは厳しいものがあるというふうに思います。これは国の基準を変えるべきなのか、市の基準を変えるべきなのかというのは大きな部分

だとは思いますが、やはりそういうところが改善していくことによって、やはり器も当然変化すべきだというふうに思います。この手のものというのは、今の現状だけでよしとするのではなくて、やっぱり課題があるのであれば、それは市だけの問題ではなくて全国的な課題として、やっぱり投げかけていく、言い続けていくということが改善につながる一つの道なのかなというふうに思います。

そういうことと言えば、賛否は別としても市の努力と願意の部分というところの開きがあるということは認識して、我々としてもいろんなところで声を上げていかなければいけないのかなというふうには感じています。以上です。

◎委員（関戸郁文君） どうしても計画的なというところにこだわってしまうんですが、これは何をもって計画的とするのかというところになると思います。

今行政の説明でもあったように、ゼロ歳児、2歳児の増加傾向に対して、保育士配置の基準に沿って保育士を雇用し配置している現在の状況が、既に計画的なんじゃないかなあというふうに考えられると思うんです。もしくは、本当にそれ以上に雇用しているんじゃないかなというふうに僕はちょっと評価しているところがございます。

ですので、どちらかという賛成しにくい状況であるということでございます。

◎委員長（大野慎治君） 意見の一致を見いだせませんので、委員間討議を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 請願第3号「保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」について、反対の立場で討論いたします。

岩倉市、今まで討論ありましたように、就労形態がいろいろ多様化する中ではありますが、乳幼児に対しても計画的に増員を図ってみえますし、保育士の国の配置基準に関しても、岩倉市、非常によい雇用をしていただいているということ。また、細切れ保育なども、細切れというふうにならないように考慮されている。一つ心配だった少子化が進み保育の需要や計画的・長期的にというような、心配なようなことも、全保育園計画的に増員されているということですので、不採択だと思います。

◎委員（宮川 隆君） では、請願第3号「保育環境をより向上させるため

に保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」について、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

請願趣旨の中にも書かれていますように、過激な労働環境にありますということがあります。これは職業として捉えたときに、子ども好きというその思いだけでは成立しないということを示しているというふうに思います。給与面や拘束時間など、かねてから全国的な問題とされているほか、保育士の質を維持するためには、将来を担う子どもたちの生活の場である保育施設の運営に当たり、より高い専門性と知識・経験が求められています。

反面、岩倉市においては、公共施設再配置計画などに伴い、保育園を含む統廃合及び複合化が検討され、加えて少子化に伴う将来園児数の推移も考慮しなければならない現状にあります。これらのことを計画的に職員採用が行われているというふうには認識しております。

これらを考慮した上で、請願項目には全保育園に対して計画的な保育士及び正規保育士の増員を求めますとあります。正規保育士の増員に限定せず、将来の保育年齢・人数等、保育ニーズに合わせた適正な配置を求められているものというふうに考察するものであります。

よって、この請願を賛成すべきと考えます。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ほかに討論ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 請願第3号「保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」について、賛成の立場で討論いたします。

ただいま宮川委員の賛成討論にありましたように、保育ニーズについては現状でも3歳未満児の保育ニーズが高まっていくことは、今後も一定期間見通せる状況になっているのではないかなあというふうに思います。そういった中で、やはり計画的な保育体制の充実が必要ではないかと思えます。

岩倉市としては、退職者への補充、あるいは必要な保育としての増員なども行ってきていただいておりますのは確かであります。ですから、そういった立場を共有するということも含めまして、請願者の趣旨については同意するところであります。

特に、請願趣旨の前段にあります新型コロナウイルス感染拡大ということで、本当にこの保育という職場もエッセンシャルワークという大きな役割を担っているというふうに思います。医療や介護などと同様に、またはライフラインを確保するための労働者、こういった人たちと同じようにエッセンシャルワークと言われています。このコロナ禍において、本当に緊張感を持って苦勞しながら保育に当たっていただいているということについては、本当

に感謝したいというふうに思います。

こういった状況がまた一定続くということも含めまして、必要な体制の整備については計画的に行っていくという、この趣旨に賛同したいというふうに思います。

以上で賛成といたします。

◎委員長（大野慎治君） 討論を終結し、直ちに採決に入ります。

請願第3号「保育環境をより向上させるために保育士及び正規保育士の増員を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第3号は賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

ちょっと委員長よりおわびを申し上げます。

請願第1号の審査のときに、私、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書と述べなければいけないところを、意見書と述べておりましたことをおわび申し上げて訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

陳情第4号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために、岩倉市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」についてを議題といたします。

陳情者より意見陳述をされたいとの申し出がございましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） よろしくお願いいたします。

冒頭に、まず私立学校の市町村助成に関しまして、本当に岩倉市の市の方々には御理解と御共感をいただきまして、本当にありがたいというふうに思っております。まず冒頭ではありますけれども、お礼を述べさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、お手元の資料に基づいて話をさせていただきます。持ち時間は大体5分から10分という話を聞いておりますので、できるだけ努力したいと思っております。

どういう状況が生まれているかということで、今までの助成金の制度と、

若干これからは本質的な問題として変わっていくんじゃないかというふうなこともありますので、ぜひ御理解をしていただきたいというふうに思っています。

まず、今どういう状況が生まれているかという1番のところですがけれども、10年前に350万円以下が無償化になりました。そのときに、無償化になったんだからもう学費格差は解消されたというふうに市町の行政の方々が、いわゆる誤解が広がったということがありました。江南市がいち早く廃止しましたがけれども、市会議員の皆様と、それから私たちの運動が共感と理解が広がりまして1年後に復活し、それから北名古屋市においては長瀬市長に直接お話ししたら、そういうことなら分かったということで廃止はなくなったという経緯がございます。

県の制度を今利用して所得基準を定めている市町村が多くありますけれども、それが今度県の所得基準が720万円未満が甲、840万未満が乙に変わったことによって、市町村の所得基準を変えざるを得なくなってきましたが、実際に学費の公私格差がどれだけあるのかという認識がないと、無償化になったんだから、もう減額や廃止はしていいんじゃないかという結論になりかねないという現状があります。そこで、どういう状況なのかということをお伝えしたいと思います。

2番目、なぜ市町村助成が必要なのかということですが、少し黒いところの数字を見ていただきたいと思いますが、720万未満が無償化になったというのは、授業料の父母負担はゼロです。それに対して助成額が平均42万2,400円1人当たり出ております。入学金20万も負担はありません。助成額が20万。ただ、施設設備費というのが4万円かかります。840万の乙ランクに関しては、半額父母負担で半額助成です。入学金も10万、10万の助成と負担になります。施設設備費は全てかかってきます。910万までは父母負担は30万3,600円で、助成額が11万8,800円。この11万8,800円というのは、下の米印にありますように公立高校の年収910万までは無償ですが、910万円以上のところに関しては11万8,800円の公立高校父母負担があるという数字なんです。これが年収910万円以上になりますと、私学の場合は全額父母負担、42万2,400円の負担で、助成額はありません。入学金も20万そのままの負担です。

こういうような状況の中で、下の丸のところにあります夫婦合算で年収1,000万円前後までの世帯であれば、子どもが2人以上いると学費の心配をせずに自由に私学を選べる状況ではないということになります。ですので、720万までは無償化になって万々歳、でも、それ以上のところについては、

こういうようなまだ父母負担が厳然と残っているということを御理解お願いしたいと思います。

それで、(イ)のところですが、国と県の制度だけだと父母負担の公私格差が抜本的な解決には至っておらないと、今申し上げたとおりです。そういう実情を踏まえまして、教育基本法にあります全ての子どもが親の所得に関わらず等しく教育を受ける権利、私学選択の自由、もっと言うならば学校選択の自由を実現するためには、市町村助成は極めて大きな役割があるのではないかというふうに思っております。

今まで市町村助成の在り方は、国と県の助成金が非常に少なかったときなんかは、所得の低い家庭に今まで福祉的な要素として市町村助成は役割を果たしていただきました。でも、720万円以下が無償化になっても、720万円以上のところに今のようなまだ父母負担の格差があるということであるならば、市町村助成の役割として発想の転換をぜひお願いしたい。福祉的な要素というよりは、教育の機会均等を充実させていくという意味で、720万以上のところに助成金を出していただきたいというふうに思っております。

1枚目めくっていただきまして、2ページの4のところです。720万以下無償化とともに、市町村助成でも質的転換をつくり出してきていますと書きました。ちょっと間違いがありますので訂正をお願いいたします。2020年度、これは2021年度に直してください。名古屋市が970万までは4万2,000円と書いてありますが、これは今年になって4万4,000円に2,000円アップしました。それから、1,130万円までの年収のところは2万5,000円と書いてありますが、これが2万7,000円に2,000円これもアップいたしました。

この市町村助成というのは、全国に先駆けて昭和48年、名古屋市がつくられました。これは本当に公私の父母負担格差が教育の機会均等のなどの面からも、納税者に対する社会的公平の面からも、早期に是正すべきものだという立場で、高い立場で行われたものであります。

その下の小牧以下ずっと書いてありますが、豊山のところ、3ページのところの豊山が今年変わりました。それは名古屋の制度に類する形ということで、豊山のところの町民税非課税課税所得970万まで4万2,000円と書いてありますが、これを4万4,000円に直してください。すみません。その下の1,130万円までのところも2万5,000円を2万7,000円にしてください。

ただ、この豊山町長にこの前お会いしてきまして、本当に名古屋市の制度に類する形、それはよく町長さんが豊山は近いからだよ、名古屋に近いから同じにしたんだよと言っておられますが、そうではないでしょうと。もっと深いものがあるんじゃないですかというふうにお話をしました。そうしたら、

豊山の町長はこう言われました。周りの市町は多分720万無償化で助成金を減らそうと思っている市町があると思います。でも、この制度の本質を理解するならば、そんな発想にはなりません。豊山町は、町の職員にもこの私学助成については学ばせておりますということを言われました。そして、最後に教育長は、生まれた場所によって助成額が違うのはどうかと思う。もっとやっぱり国と県と、それから市町の力で子どもたちの教育の公平ために、子どもたちの成長のために力を尽くす必要があるんじゃないかということを犬山市長もおっしゃっておられました。

ぜひとも、そういった、冒頭に申し上げました発想の転換、福祉的な側面というよりは、これからは教育の機会均等に市町村助成のお力をさらにいただきたいということを最後に申し上げまして、陳述とさせていただきます。ありがとうございます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

本陳情の取扱いをどうするかを決める前に陳情者に確認したいこと、また当局にお聞きしたいことがありましたら質疑をいただきたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） どうも御苦労さまです。

以前は国・県に対して意見書を求めるものは請願という形を出していただいていた。今回特にやっぱり市町村に対して他市なんかも参考にしながら、助成を少し見直してほしいということが今回の運動の主眼というところで捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

◎陳述人（服部秀夫君） 岩倉市に関しましては、請願という形を取ることはないだろうというふうに僕は思っております。本当に今までの経緯においても、前の岩倉市長さんが集会のときに皆さんの活動は私たちはよく分かっていますよということで、私学助成、岩倉市の助成金を上げていただいたということが、五、六年前ですか、ありました。そして、去年は学校教育課の石川課長さんとする話をさせていただきました。理解していただいたというふうに僕は確信しております。

ですので、ここにありますように岩倉の市町村助成が上がっております。何でもかんでもお金をくれというようなものではなくて、やはりお互いの関係の中で培っていくものだ、高められていくものだというふうに理解しておりますので、岩倉市は本当にそういった意味では心から感謝申し上げます。そういった意味で、請願では出すつもりは毛頭ありませんでした。

◎委員長（大野慎治君） ほかに確認したことは。

◎委員（宮川 隆君） 2点お伺いしたいんですけれども、説明の冒頭で北名古屋の事例を出されていきました。首長と懇談してという話ですね。予算の編成権というのは首長にあって我々にはない。御存じだと思っんですけれども、この陳情書が出るに当たって、首長との懇談があったのか、なかったのか。なかったからこういう請願に来たということではないということが、まず確認したい。

〔「請願じゃなくて陳情」と呼ぶ者あり〕

◎委員（宮川 隆君） もう一つは、結びのところで発想の転換をして学ぶ機会の均等というようなことを言われましたけれども、各市町村においての財政力というのは、かなり開きがあるというふうに思います。そういう意味合いでいうと、機会均等ということであれば、それは国に請願を我々がいただいて、それに対しての意見書を国に出すという、議会独自でやるという手もあるんでしょうけれども、そのきっかけとして、やっぱり請願というのは大きな民意の表現だというふうに思いますので、今後国全体の機会均等というのを望むのであれば請願が望ましいのかなというふうには感じるんですけれども、その辺に関しての御所見があったらお伺いしたいなというふうに思います。

◎陳述人（服部秀夫君） まず最初のことなんですけれども、岩倉市の市長さんには、正直申し上げましてお会いして話をしていなかったんです。正直申し上げます。お会いしたのは教育長さん。教育長さんとはしっかりとお話をさせていただいたんですけれども、あと実はこの夏休みに私を含めてこの近辺、小牧からずうっと北名古屋、犬山、江南、6つの市と、それから3つの町の教育長さん、それから議長さん、それから市長さん、町長さん、全ての方に今のような話をさせていただきました。

ただ、一番最初、一番僕の足元である岩倉の市長さんには、残念ながらチャンスを逸してしまいまして、それは単に僕の不行き届きのせいでもありますけれども、教育長さんとはお話をさせていただきました。そんなことができました。

ただ、今言われました意見書の問題で、なぜ請願でなくて陳情なのかということにつきましては、ちょっと僕、今中央から離れておりまして、そういう話がどういうふうになっているのかという細かいところまで、ちょっと理解しておらなくて丁寧に話できませんので、そこはちょっと申し訳ないと思っております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに聞きたいことはございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はないようですので、取扱いをどのようにするのかということをお願いします。市への陳情でございますので、簡単に取扱いはできませんので、委員の皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど陳情者の方からも出ましたように、岩倉市は課長さんとかとお話しして、一定改善がされた部分があります。ただ、断然として公私格差は残されているということは明らかなもんですから、それを岩倉市だけで解決するというのはなかなか難しい問題だとも思っていますし、岩倉市はこれまで努力してきたというところと、今後どう動くのかということころは我々ではつかみ切れないというところもありますので、趣旨に寄り添うということで、この陳情を趣旨採択するということがいかがでしょうか。請願並みに扱って。それはできませんかね。

◎委員（井上真砂美君） お越しいただきまして、ありがとうございます。

教育の公正ということで、施設設備、今回は教育の公正ということで助成金を求めるということでしたけれども、公立、私学、反対に施設設備費について結構公立と私立では違いがあるなあというふうに私自身は感じております。地域の子どもたちの様子を見ていても、反対に親の収入によって学校を決めるというところがあって、それは教育の公正というのに違いがあるのかどうかということもあるんですけども、自分の身の丈に合ったところに入って進んでいこうというような気持ちで今まで暮らしておりましたので、公立だろうが私立だろうが教育の公正、発想の転換と言われましたが、機会を均等にさせていただくということで御意見としては聞かせていただきましたが、この陳情については聞き置く、聞かせていただいてありがとうございます、ちょっとこれから考えさせていただきますというふうに聞き置くというふうにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 求められているということは、社会情勢の大きな動きの中で必要なものだというふうには感じています。ただ、一部の公立学校では、僕も直接子どもが今高校にいる年代じゃないのであれなんですけれども、やはり私立の魅力というものがかなりクローズアップされてきて、小・中・高も含めて負担が軽減されるにしたがって、特に高校なんかは公立より私学のほうに行かれる、選択されるというケースが増えているふうに聞いております。それは私学が日頃努力されて、魅力ある学校運営をされているということも一因にあると思うんですけども、反面、公立は公立のやっぱり役割というものがありますので、その辺の全体の中でどういうふうにバランスを取って運営をしていくのか、負担していただくのかというのは、一市町村で考えられる話ではないというふうに思います。

ただ、今回の陳情に関しては、市に求める内容でありますので、これは端的にものを見て、一部だけで考えることではない、もっと深い話だというふうに思いますので、我々議員も毎年、去年はなかったんですけども、毎年、何らかの形でアプローチをいただいていますし、資料もいただいておりますので、そういうものを含めて自分たちの中でどう議論していくのか、議会の中でどう議論していくのかということのほうが大切だというふうに思います。

一方、先ほどのお話で首長のほうにはまだアプローチがされていないということでありましたので、やはり陳情者の方にはそういう地道な努力もしていただきたい。議会は議会で、それぞれの立場でそれぞれの認識を持って、このことについては真摯に継続的に考えていくということで、この陳情に関しては聞き置く、研究するという意味合いで聞き置くというふうにしていってはどうかというふうには思います。

◎委員長（大野慎治君） それでは、聞き置くという御意見が多いですので、聞き置くとして各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） 最後に一言いいですか。

結構だと思います。

僕が今日ここにお邪魔したのは、やっぱり720万まで無償化になったというのは、実は40年の長い歳月の運動の中でようやくここまで来られたんです。720万までの無償化がやれたんだというような感慨と同時に、やはりこれからもう一つ向かう峰があるんだということを自分の中には押さえておりながら、やっぱり先ほど申し上げました国の、そして県の努力はこれからもお願いしていくつもりではもちろんあります。と同時に、やっぱり市町がどういうふうな、さっき僕は発想の転換と申し上げましたけれども、教育の機会均等を支えていくために、どのような助成金の位置づけというものがあるのかということ、ぜひともこれから御検討をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

それが、こうやってお話しさせていただくという機会を与えてもらうことが私たちの務めだと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

◎委員長（大野慎治君） すみません。先ほどマイクが入っておりませんので、繰り返させていただきます。聞き置くと……。

◎陳述人（小坂幸枝君） すみません、いいですか。

このような時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

先ほどの御意見で親の立場からの意見を1つ言わせていただきたいんですけども、親の立場からしたら、やっぱり公立高校910万円まで無償化とい

うことで行かせたい気持ちはやまやまなんです、やっぱり学力の問題だったりとか、やっぱり公立高校では対応できないという子どもたちもたくさんいます。その中で、お金がないんだけど私立に行かせなきゃいけないという親もたくさんいる中で、本当に今コロナ禍で、仕事、働く時間が短くなっちゃってお金が本当になくてというお母さんたちもたくさん見えます。その中で、私が聞いた中でも市町村助成というものをいただけることは本当に感謝しているし、子どもを笑顔で学校に行かせることができるというお話もたくさん聞いております。

なので、公立高校という話もありますけれども、これからもぜひ市町村助成のほうはお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

すみません。先ほどマイクが入っておりませんので、聞き置くとの意見が多いですので、聞き置くとして各委員において熟読していただきますようよろしくお願ひします。

繰り返させていただいて大変申し訳ございませんでした。

続きまして、陳情第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について議題といたします。

意見陳述はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ございませんか。

意見陳述がないようですので、本陳情の取扱いをどうするか決める前に陳情者に確認したいこと、また当局にお聞きしたいことがありましたら質疑をいただきたいと思ひます。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ございませんね。

他に質疑がないようですので、本陳情の取扱いをどのようにするかということをお聞ひします。

本陳情の取扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（須藤智子君） 先ほどの陳情と同じで、聞き置くということで皆さん各自勉強していただく、熟読していただくということでよろしいんじゃないかと思ひますが。

◎委員長（大野慎治君） 分かりました。

聞き置くとして、各委員において熟読していただきますようお願ひいたし

ます。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員（宮川 隆君） 先ほど私、前の請願のほうでも述べさせていただきましたように、やっぱり教育の機会均等という部分に関しては、国で考えていただいて予算措置を行っていただく、もしくは制度を変えていただくというのが本来の在り方だというのは感じています。

そういう意味合いでいいますと、どういう形の意見書に岩倉市議会としてまとめられるかというのは分かりませんが、やはりこのことに関しては議会として請願並みに取り扱い、意見書を提出する方向でやっていただくとありがたいなというふうには思うんですが、皆様いかがでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） すみません。先ほど私、聞き置くというふうに述べさせていただきましたが、改めまして、すみません。

大変申し訳ございません。聞き置くということをお諮りしませんでしたので、取り消していただきまして、私の取り回しがまずうございましたので、おわび申し上げます。

委員の皆さんから御発言がほかにないようですと、そのまま行かなきゃいけないものですから進めさせていただきましたが、今宮川委員より請願並みに取り扱うという御意見もございました。

ほかの委員より発言がございましたら、発言をしていただきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの前の陳情のところでも申し上げましたように、この私学助成に関するこれまでの運動は、国や県に対しては意見書を上げてほしいという請願でやられてきたという歴史もあります。市独自のものについては陳情という形で、意図を酌んでいただいて市との話合いの中で改善も図ってきているという、そういう状況だと思いますので、私もこの国に対する私学助成の拡充、公私間格差も厳然としてあるわけですから、その是正を求めるとするのは、やっぱり国の仕事だというふうに思いますので、国に対する私学助成の拡充に関する意見書を提出すべきだというふうに考え、請願並みに扱い、採択すべきではないかというふうに考えます。

◎委員長（大野慎治君） 関戸委員、よろしいですか。

須藤委員、聞き置くという御提案でしたが。

◎委員（須藤智子君） 私は陳情だからと思って、いいのかなと。

けどいいよ、請願並みに取り扱うというのであれば。

◎委員長（大野慎治君） 分かりました。

須藤委員が請願並みに取り扱うことを御同意いただきましたので、お諮りします。

よろしいですか。

ただいま宮川委員、木村委員より本陳情について請願並みに取り扱うべきだと御意見がございました。本陳情第5号を岩倉市議会請願書及び陳情書取扱い要綱第9条の規定により、請願並みに取り扱いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認めます。

本陳情を請願並みに取り扱いたいと思います。

もう採決に入ってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 本陳情について討論を省略し、直ちに採決いたします。

陳情第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、陳情第5号は、全員賛成により採択すべきものと決しました。暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、陳情第10号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のための職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

本陳情の取扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞き置く」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞き置くという御意見が多いので、御異議ございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 聞き置くとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第12号「「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情」を議

題とします。

本陳情の取扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞き置く」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 聞き置くという御意見が多いです。聞き置くということで御異議ございませんね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 聞き置くとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告文案については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしと認め、そのように決しました。

継続審査事項については、今回もなしということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今日ちょっと委員長の取り回しが悪うございました。大変御迷惑をかけたして、ありがとうございました。

また、厚生・文教常任委員会の所管で勉強したい課題等がございましたら、正・副委員長に御報告くださいますようお願いいたします。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。